

令和4年7月8日

保護者様

栗東市立治田東小学校

## 「震度5弱」以上の地震が発生した時の対応について

～児童生徒の登下校時の安全確保に向けた対応～

栗東市教育委員会による「非常変災時その他緊迫事態における栗東市立学校の非常措置基準」の一部改正に伴い、令和元年度より、市内において「震度5弱」以上の地震が発生した場合、下記のように対応することになりました。つきましては、ご支援・ご協力をお願いします。

### 記

#### 1. 栗東市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき

学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況により以下の通り指導・対応します。

(1) 在宅中	自宅で待機してください。避難情報の入手に努め、必要に応じて避難所へ移動してください。
(2) 登下校時	安全な場所に一時避難してから、揺れがおさまった後、学校もしくは自宅のより安全な方へ移動します。
(3) 在校時	授業を打ち切り、安全な場所に避難誘導します。原則、できる限り速やかに保護者に迎えに来ていただき、保護者とともに下校します。

※上記対応は原則であり、緊急時には児童生徒の安全を優先し、変更する場合があります。

※震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校が避難所になる場合があります。

※学校再開については栗東市災害対策本部と協議の上、学校安心安全メールや防災無線等で各家庭への連絡に努めます。

#### 2. 「震度4」以下の地震が発生したとき

通常授業を行います。安全に十分注意して登校してください。ただし、被害状況により、安全確保上の理由や、給食を実施できない等の理由から、臨時休業になる場合もあります。

また、お子さまの登校に不安を感じる場合は、安全と判断されるまで登校を見合わせてください。